国民体育大会・全日本都市対抗テニス サスペンション・ポイント

違反事項	国体時に県に科す サスペンション・ポイント	都市対抗時に都市及び 個人に科す サスペンション・ポイント
申込書に著しい不備(記入もれ) があった場合	1	1
理由なく、代表者・監督会議に 遅刻	2	2
理由なく、代表者・監督会議を 欠席	4	4
理由なく、開始式・開会式・ 表彰式を欠席	4	4 ②
参加資格の違反による失格	5	5
オーダー間違いによる失格	3	3
遅刻による失格(個人)	2	1)
遅刻による失格(チーム)	3	3
服装および用具に関する違反	1	1
服装および用具に関する違反 により公式行事を欠席	2	2
コート上の反倫理行為	2	2
コート外の反倫理行為(会場内)	2	①
試合における失格	4	5
途中欠場	5	2
レフェリーにより悪質であると 認められた失格 ※1	5	5
ドーピングコントロール違反	規程による	
その他の倫理規定違反 (県・都市・個人)	レフェリーもしくはトーナメント委員会決定	

※1: (具体的には、JTAルールブック参照) ※○印は個人に科すもの

サスペンション・ポイントは、上記の基準に従って科せられ、国体時のサスペンションと 全日本都市対抗時のサスペンションは個別に管理する。

このポイントは、2ヶ年累加し、期間経過後消滅する。ポイントを合算し、それが5ポイントに達し、そのことが正式に発表された直後から1年の参加資格停止となる。

都市に科したポイントが5ポイントに達した場合、次年度、その都市は全日本都市対抗に参加でいない。また国体の場合は成年男子・女子、少年男子・女子の各種別に科す。

資格停止の期間が満了したとき、合算ポイントのうち、以前の分から順次5ポイントを除去する。この資格停止により、地域割当て変更の際、加味されるものとする。

サスペンション・ポイントによる資格停止に関しては、JTAに提訴できる。この場合、JTAの決定は最終である。

平成18年10月24日制定